

税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置の改訂案について

- 税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置(案)については、昨年12月19日開催の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議の資料(P117～P122)でお示ししたところですが、本案について保険者より下記のような指摘がありました。
 - ・ 平成17年度において市町村民税非課税という条件を課していることから、地方税法上の個人住民税経過措置対象者ではあるが、介護保険の激変緩和措置対象者とはならない場合がある。
 - ・ 平成18年以降に転入する被保険者の税情報は、転出元の市町村が保有していることから、当該転入者被保険者の税情報を確認する他、平成17年度の税情報や利用者負担段階等の確認が必要となり、新たな事務負担が生じることとなる。
 - ・ 本激変緩和措置を行う場合、平成17年度の税情報をベースとして実施する関係上、激変緩和措置を行う年度おいても過年度情報（平成17年度の税情報等）を保有する必要があり、大規模なシステム改修が必要となるため対応が困難である。
 - ・ 平成17年度の課税状況等をベースとし激変緩和措置を行うため、その後、世帯に負担能力がある者が加入しても激変緩和措置の対象となる場合がある。
- こうした指摘を踏まえ、税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置の改訂案を、先般の課長会議資料の差替えとして作成しましたのでご連絡いたします。
- 改訂の基本的な考え方としては、従前の案においては激変緩和措置対象者の平成17年度における負担段階をベースとして、平成18年度及び平成19年度において本来適用される負担（課税者等としての負担）まで段階的に引き上げていくという考え方には立っておりましたが、改定案においては、平成18年度及び平成19年度のそれぞれの年度において、本来適用される負担（課税者等としての負担）と平成17年度税制改正がなかった場合に適用される負担を比較し、その負担の増加を一定程度に抑えるという考え方には立っております。
- 具体的には、保険料については「平成17年度の市町村民税が非課税である者」等の要件を、利用料については「平成18年6月1日現在において市町村民税世帯非課税者」等の要件を削除する等の見直しを行っております。
- つきましては、管内市町村に速やかにご転送いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

厚生労働省老健局介護保険課

企画法令係 井 越

TEL03-5253-1111 (内線) 2260

税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置について（改訂案）

平成17年度税制改正である高齢者の非課税限度額の廃止（以下「税制改正」という。）に係る保険料及び利用料の激変緩和措置の方針については、平成17年6月27日全国介護保険担当課長会議資料にお示ししているが、今般の資料は、当該激変緩和措置についての具体的な取扱いをお示しするもの。

1. 介護保険における激変緩和措置の概要について

激変緩和措置対象者	保険料に係る激変緩和措置	利 用 料 に 係 る 激 夘 緩 和 措 置		
		利 用 料 に 係 る 激 夘 緩 和 措 置		利用者負担段階が1段階上昇する者
		高額介護サービス費等	補 足 給 付	
激変緩和措置対象者	〈保険料の激変緩和措置対象者①〉及び〈保険料の激変緩和措置対象者②〉	《利用料の激変緩和措置対象者①-A》及び《利用料の激変緩和措置対象者②-A》		《利用料の激変緩和措置対象者①-B》及び《利用料の激変緩和措置対象者②-B》
激変緩和措置の内容	保険料基準額に乘じる割合を平成18年度及び平成19年度において引き下げることができる。	高額介護サービス費等及び補足給付に係る利用者負担段階の上昇を平成18年度及び平成19年度においては1段階の上昇に止めることができる。 税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階と高額介護サービス費等の負担上限額の関係は以下のとおり。 ○第2段階の者 ⇒ 24,600円 ○第1段階の者 ⇒ 15,000円		社会福祉法人利用者負担軽減制度の対象とし、一定の要件を満たす者については利用者負担の軽減を行うことができる。 税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階と利用者負担額の減額割合の関係は以下のとおり。 ○第2段階の者 ⇒ 第3段階の負担限度額を適用 ○第1段階の者 ⇒ 第2段階の負担限度額を適用
基準とする段階等	激変緩和措置実施年度において税制改正がないものとした場合に該当する保険料段階の割合	激変緩和措置実施期間の各月において税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階		
激変緩和措置の実施期間	平成18年度分及び19年度分の保険料（各年度において対象者を判定）	平成18年7月1日～平成20年6月30日 (各月ごとに世帯の課税状況を判定)		
財源等	第1号被保険者の保険料負担総額内での調整	軽減分は保険財源で対応		社会福祉法人利用者負担軽減制度において対応

2. 保険料段階が上昇する者への激変緩和措置について

(1) 対象者

〈保険料の激変緩和措置対象者①：税制改正により市町村民税課税となる者〉

次の要件を満たすこと。

- 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者（以下「税法上の経過措置対象者」という。）

◎税法上の経過措置対象者とは

個人住民税の均等割額において、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の規定が適用される者を指す。下記にその主な要件を示す。

- 前年の合計所得金額が125万円以下の者
- 平成17年1月1日現在において65歳以上の者
→ 平成17年1月1日に65歳に達している者とは、昭和15年1月2日以前出生者であるか否かである。

※ 税法上の経過措置対象者については、上記の要件からその対象者を捕捉することは可能であるが、当該者については、市町村税部局にて把握されることとなることから、その情報を活用することとされたい。

〈保険料の激変緩和措置対象者②：税制改正により市町村民税本人非課税となる者〉

次のいずれの要件も満たすこと。

- 税法上の経過措置対象者と同一の世帯に属する第1号被保険者
- 同一の世帯に税法上の経過措置対象者以外の課税者がいない者
- 平成17年1月1日現在において65歳以上の者

(2) 激変緩和措置の内容

政令上の規定としては、保険料の激変緩和措置対象者については、保険料基準額に乘じる割合を引き下げることができる旨の規定とする（具体的な数値は規定しない）予定である。

具体的な割合の数値については、各保険者において定める必要があるが、当該割合の設定をする際は、個人住民税における経過措置の考え方等を踏まえ、次のような考え方に基づき具体的な割合を設定することが適当である。

【割合の設定方法】

① 〈保険料の激変緩和措置対象者①〉について

- ア. 税法上の経過措置対象者について、税制改正がないものとして非課税者とみなす。
- イ. その者の世帯の課税状況（当該世帯に属する他の税法上の経過措置対象者も同様に非課税者とみなす。）及び当該対象者の収入の状況等も踏まえた上で、保険料段階を求める。

ウ. 激変緩和措置対象者に適用される本来の割合と、イで求められた保険料段階に適用される割合の差について、平成18年度においては概ね3分の1、平成19年度においては概ね3分の2となるよう当該者に賦課されることとなる割合を設定する。

②〈保険料の激変緩和措置対象者②〉について

〈保険料の激変緩和措置対象者②〉についても、上記①イ及びウにより、当該者に賦課される割合を設定する。

【設定例①】…本人が直接課税となる例で、収入水準に変動のないケース

	平成17年度	⇒	平成18年度	⇒	平成19年度	⇒	平成20年度
・本来の段階の割合	0.75(旧第2段階)		1.25(第5段階)		1.25(第5段階)		1.25(第5段階)
・設定される割合	0.75		0.91		1.08		1.25
・税制改正の影響がない場合の割合	—		0.75(第3段階)		0.75(第3段階)		—

※平成18年度は割合差の3分の1、平成19年度は割合差の3分の2引き上げている例。

【設定例②】…本人が直接課税となるケースで、平成18年度中に同世帯の課税者が転出したケース

	平成17年度	⇒	平成18年度	⇒	平成19年度	⇒	平成20年度
・本来の段階の割合	1.0(旧第3段階)		1.25(第5段階)		1.25(第5段階)		1.25(第5段階)
・設定される割合	1.0		1.08		1.0		1.25
・税制改正の影響がない場合の割合	—		1.0(第4段階)		0.5(第2段階)		—

※平成18年度は割合差の3分の1、平成19年度は割合差の3分の2引き上げている例。

(3)実施期間

本激変緩和措置の施行期間は、平成18年度分及び平成19年度分の保険料とし、各年度において本激変緩和措置の対象者か否かを判定する。

3. 利用者負担段階が2段階以上上昇する者の激変緩和措置について

(1)対象者

○税制改正により、利用者負担段階が2段階以上上昇する者であって、次の要件を満たす者を対象者とする。

《利用料の激変緩和措置対象者①－A：税制改正により市町村民課税となる者》

次の要件を満たすこと。

○税法上の経過措置対象者

※当該経過措置の対象者要件については、〈保険料の激変緩和措置対象者①〉を参照。

《利用料の激変緩和措置対象者②－A：税制改正により市町村民税本人非課税となる者》

次のいずれの要件も満たすこと。

○税法上の経過措置対象者に該当する者と同一の世帯に属する被保険者

○同一の世帯に税法上の経過措置対象者以外の課税者がいない者

(2)税制改正による利用者負担段階の上昇幅の判定方法

①《利用料の激変緩和措置対象者①-A》について

- ア. 税法上の経過措置対象者について、税制改正がないものとして非課税者とみなす。
- イ. その者の世帯の課税状況(当該世帯に属する他の税法上の経過措置対象者も同様に非課税者とみなす。)及び当該対象者の収入の状況等も踏まえた上で、利用者負担段階を求める。
- ウ. その者に適用される本来の利用者負担段階（第4段階）と、イで求められた負担段階の差で、利用者負担段階の上昇幅の判定を行う。
⇒ イで求められた利用者負担段階が第2段階又は第1段階の者は、本激変緩和措置の対象者となる。

②《利用料の激変緩和措置対象者②-A》について

《利用料の激変緩和措置対象者②-A》についても、上記①イ及びウにより本激変緩和措置の対象者か否かを判断する。

【高額介護サービス費等に係る激変緩和措置】

(1)本激変緩和措置の内容

- 本激変緩和措置の対象者については、本来、利用者負担第4段階であることから、高額介護サービス費等の支給については、月々の介護サービスの1割負担額の合計額が世帯の負担上限額37,200円を超える場合に、その上限を超える世帯合算負担額を個人の負担額の割合で按分した額が個人の負担額として適用されるところ。
- しかしながら、本激変緩和措置の対象者については特例として、税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階からの上昇が1段階に止まるようすることを基本的な考え方として激変緩和措置を講ずる。
- 具体的には、同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担額が、下記表中に示す額(24,600円又は15,000円)を超える場合、その利用者負担額から当該額を控除して得た額を高額介護サービス費等として支給することができる旨の規定を政令上設ける予定である。

利用者負担段階区分	世帯の上限額
○利用者負担第4段階	37,200円
○激変緩和措置対象者で税制改正がないものとした場合の ○利用者負担段階が第2段階である者	個人 24,600円
○激変緩和措置対象者で税制改正がないものとした場合の ○利用者負担段階が第1段階である者	個人 15,000円
○利用者負担第3段階	24,600円
○利用者負担第2段階	個人 15,000円
○市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
○生活保護の被保護者	個人 15,000円
○15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	15,000円

(2)本激変緩和措置の実施期間

本激変緩和措置の実施期間は、平成18年7月1日から平成20年6月30日の間において受けるサービスとし、各月において本激変緩和措置の対象者か否かを判定する。

【補足給付に係る激変緩和措置】

(1)本激変緩和措置の内容

- 本激変緩和措置の対象者については、利用者負担第4段階であることから、本来、居住費・食費に係る補足給付の支給は行われない。
- しかしながら、本激変緩和措置の対象者については特例として、税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階からの上昇が1段階に止まるようによることを基本的な考え方として激変緩和措置を講ずる。
- 具体的には、利用者負担第2段階又は第3段階の負担限度額を適用することにより、補足給付の支給を行うことができる旨の規定を省令上設ける予定である。

① 税制改正がないものとした場合、第2段階の者 ⇒ 第3段階の額を適用

(例) : 特別養護老人ホームにおける負担限度額の変化

(平成17年度) 【利用者負担第2段階】 (単位:円/日)			(平成18、19年度) 【利用者負担第3段階の額を適用】 (単位:円/日)			(平成20年度) 【利用者負担第4段階】 (単位:円/日)		
	居住費 (滞在費)	食 費		居住費 (滞在費)	食 費		居住費 (滞在費)	食 費
ユニット型個室	820		ユニット型個室	1,640		ユニット型個室	1,970	
ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	1,310		ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	420		従来型個室	820		従来型個室	1,150	
多床室	320		多床室	320		多床室	320	

※この金額は施設と利用者の契約により水準は決まるが、平均的な費用額は上記のとおり。

② 税制改正がないものとした場合、第1段階の者 ⇒ 第2段階の額を適用

(例) : 特別養護老人ホームにおける負担限度額の変化

(平成17年度) 【利用者負担第1段階】 (単位:円/日)			(平成18、19年度) 【利用者負担第2段階の額を適用】 (単位:円/日)			(平成20年度) 【利用者負担第4段階】 (単位:円/日)		
	居住費 (滞在費)	食 費		居住費 (滞在費)	食 費		居住費 (滞在費)	食 費
ユニット型個室	820		ユニット型個室	820		ユニット型個室	1,970	
ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	320		従来型個室	420		従来型個室	1,150	
多床室	0		多床室	320		多床室	320	

※この金額は施設と利用者の契約により水準は決まるが、平均的な費用額は上記のとおり。

(2) 本激変緩和措置の実施期間

本激変緩和措置の実施期間は、高額介護サービス費等の激変緩和措置と同様とする。

4. 利用者負担段階が1段階上昇する者の激変緩和措置について

(1) 対象者

○税制改正により、利用者負担段階が1段階上昇する者であって、次の要件を満たす者を対象者とする。

《利用料の激変緩和措置対象者①-B：税制改正により市町村民課税となる者》

次のいずれの要件も満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

○税法上の経過措置対象者

※当該経過措置の対象者要件については、〈保険料の激変緩和措置対象者①〉を参照。

- ※1
- 年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること
 - 預貯金等額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額であること
 - 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
 - 介護保険料を滞納していないこと

《利用料の激変緩和措置対象者②-B：税制改正により市町村民税本人非課税となる者》

次のいずれの要件も満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

○税法上の経過措置対象者に該当する者と同一の世帯に属する被保険者

○同一の世帯に税法上の経過措置対象者以外の課税者がいない者

○上記※1の要件

(2) 本激変緩和措置の実施内容等について

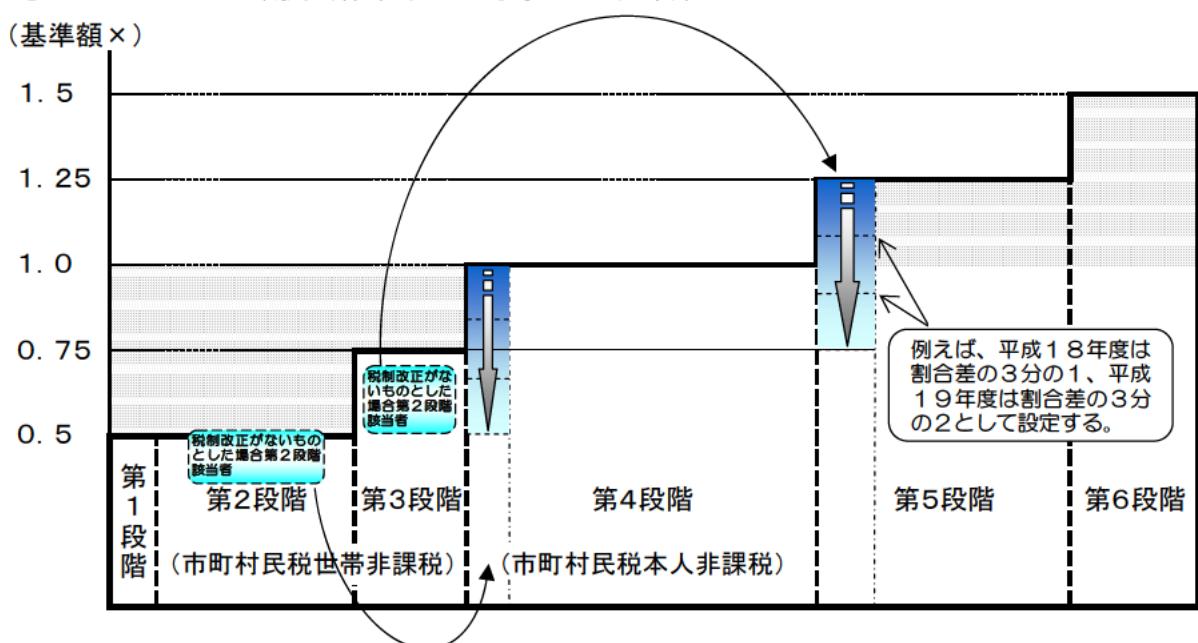
本措置による利用者負担の軽減割合や実施期間等の実施内容（※1含む）については、平成17年12月26日付け「介護制度改革 INFORMATION vol. 45 社会福祉法人利用者負担軽減制度における激変緩和措置等について」によりお示ししているところであり、変更等はない。

【参考図】 税制改正に係る激変緩和措置の対応について

《保険料基準額に乘じる割合の設定について》

激変緩和措置対象者については、平成18年度及び平成19年度において、保険料基準額に乘じる割合を引き下げることができる。

○設定イメージ（激変緩和措置対象者は抜粋）



《利用料の負担限度額等の適用について》

激変緩和措置対象者については、平成平成18年度及び平成19年度において、税制改正がないものとした場合に該当する利用者負担段階からの上昇を1段階に止めることができる。

○2段階上昇する者のイメージ

